

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

道路使用許可事務取扱要領の制定について

道路使用許可関係業務については、「道路使用許可事務取扱要領」（平成29年3月22日付け通達乙規制第346号別添）に基づき実施しているところであるが、令和5年7月1日からは、別添のとおりとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「道路使用許可事務取扱要領の制定について」（平成29年3月22日付け通達乙規制第346号）は、令和5年6月30日限り、廃止する。

記

改正の要点

1 自動運転の公道実証実験に関する規定の改正

従来の規定の範囲において自動運転の公道実証実験の対象行為と解することができなかった、先進的な技術を用いる自動運転の実証実験についても幅広く対応するため、茨城県道路交通法施行細則を改正するとともに本要領にも詳細を記載することとした。

2 りん議の廃止

業務合理化の観点からりん議の規定を廃止することとした。

別添

道路使用許可事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による許可（以下「道路使用許可」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

第2 道路使用許可の対象

1 道路使用許可

道路使用許可の対象は、法第77条第1項各号に掲げる行為で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第77条第1項第1号に該当する工事又は作業（以下「工事等」という。）

（以下「1号許可」という。）

ア 道路工事（道路及びその附属物の新設、維持、修繕、清掃、改良等の工事等）

イ 管路埋設工事（水道管、下水道管、ガス管、電線、電話線、ケーブル等を地下に埋設し、又はその保守管理等を行う工事等（これらを収容する共同溝、ケーブル・ボックス等を埋設し、又はその保守管理等を行う場合を含む。））

ウ 軌道工事（路面電車軌道の新設、維持、修繕及び改良の工事等）

エ 地下鉄等工事（地下鉄工事、地下道工事、地下街の工事その他これに類する工事等）

オ 跨道（線）橋工事（跨道（線）橋等の架設、改良及び修理に伴う工事等）

カ 架空線作業（電気、電話、有線放送、CATV、電車等の架空線及びその附属物の設置及び保守管理に伴う工事等）

キ マンホール作業（マンホール等を使用して行うケーブル等の引込み作業、マンホール内の点検、補修等の作業その他道路の地下における工事等）

ク ゴンドラ作業（道路上空において、つり足場、ゴンドラ等を使用して行う工事等）

ケ 測量等作業（道路において、採血、レントゲン撮影、測量、測定等を行う作業）

コ 搬出入等作業（道路において、生コンクリートの打設、クレーン車の懸吊、

資機材等の搬出入等を行う作業)

サ アからコまでに掲げるもののほか、道路を使用して行う工事等（移動入浴作業及びバルクローリー充填作業その他道路を使用して行う工事等）

(2) 法第77条第1項第2号に該当する工作物の設置（以下「2号許可」という。）

ア 石碑等（石碑、銅像、広告塔、飾り塔その他これに類するもの）の設置

イ 公衆電話ボックス等（公衆電話ボックス及び郵便ポスト）の設置

ウ 電柱等（電柱、ケーブル柱その他これに類するもの及びこれらに架する電線類）の設置

エ 街路灯等（街路灯、道路照明灯その他これに類するもの（公安委員会及び道路管理者が設置するものを除く。））の設置

オ 消火栓等（消火栓及び給水栓並びに消火栓、消防水利及び消防用防火水槽の標識その他これに類するもの）の設置

カ 路線バス停留所等の表示施設（路線バス停留所及びタクシー乗り場の表示施設）の設置

キ 路面電車停留場の表示施設の設置

ク 路線バス停留所ベンチ等（路線バス停留所に係るベンチ、待合施設等）の設置

ケ 路線バス停留所の上屋の設置

コ アーケードの設置

サ アーチ等の設置

シ 日よけ（家屋等に取り付ける日よけ）の設置

ス 上空通路の設置

セ 上空工作物（パイプその他の上空工作物）の設置

ソ 舞台、やぐら等の設置

タ 建築作業用工作物の設置

チ 立看板等（立看板、掲示板、案内板、広告板その他これに類するもの）の設置

ツ 電柱等の添架広告物の設置

テ 取付看板等（取付看板、標灯その他これに類するもの）の設置

ト 横断幕の設置

ナ 飾り付け（のぼり、小旗、提灯、造花、飾灯その他これに類するもの）の設置

ニ 情報提供装置、施設等（歩行者又は車両の運転者等に情報を連絡し、又は提供するための装置、施設等（公安委員会及び道路管理者が設置するものを除く。))の設置

ヌ アからニまでに掲げるもののほか、道路上又は道路の上空若しくは地下における工作物の設置

(3) 法第77条第1項第3号に該当するもの（以下「3号許可」という。）

ア 露店（簡易な施設を設け、又は屋外の特定の場所を使用して物品を販売し、又は飲食を提供するもの）

イ 屋台店（簡単に移動できる施設で、飲食を提供するもの）

ウ 靴磨き、靴修理その他簡易な施設を設け、役務を提供するもの

エ 商店が臨時に出す商品の陳列台

オ アからエまでに掲げるもののほか、これらに類する店

(4) 法第77条第1項第4号に該当するもの（以下「4号許可」という。）

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）第23条で定められた次に掲げるもの。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。

ア 道路における祭礼行事（みこし、山車、踊屋台その他これに類するものを出し、又はこれらを移動して行うもの）、記念行事、式典、競技会（マラソン、駅伝、サイクル・ロードレース、ラリー、トライアスロン等）、仮装行列、パレード、街頭行進その他これに類する催物

イ 道路におけるロケーション、撮影会又は街頭録音会（映画、テレビ等の撮影やタレント等の撮影会、サイン会等）

ウ 演説、演芸、奏楽、放送、映写その他の方法による道路での人寄せ（スポット・ピジョン、スライド、テレビジョンの放映、レーザー光線の投射等）

エ 道路における消防、水防、避難、救護その他の訓練

オ 道路における旗、のぼり、看板、あんどんその他これに類するものを持ち、楽器を鳴らし、又は特異な装いをして行う広告若しくは宣伝（チンドン屋、

サンドイッチマン等)

カ 道路における広告、宣伝等のため、車両等に著しく人目をひくような装飾その他の装いをして行う通行

キ 道路における広告、宣伝等のため、車両等に拡声器、ラジオ、テレビ、映写機等を備え付けて行う放送、映写等

ク 交通頻繁な道路において、人が集まるような方法で行う寄付の募集若しくは署名活動又は物品の販売若しくは交付

ケ 交通頻繁な道路における広告、宣伝等のために行う印刷物その他の物の通行する者への配布

コ 道路におけるロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転の実証実験

2 道路管理者との協議

法第79条及び第80条並びに道路法（昭和27年法律第180号）第32条第5項に基づく道路管理者との協議については、この要領及び道路における工事又は作業及び道路の占（使）用許可の取扱いに係る道路管理者と警察署長との協議に関する協定について（昭和62年3月27日付け通達甲交規第39号）により運用すること。

第3 道路使用許可申請者

道路使用許可を申請する者（以下「申請者」という。）は、次のとおりとする。

- 1 1号許可の申請者は、工事等を行おうとする者又は当該工事等の請負人であつて、当該工事等の全般について管理しているものとする。ただし、これらの者が法人の場合は、その代表者（これによりがたい場合にはその役員等。ただし、申請手続及び受領手続は従業員等が代理することができる。以下同じ。）とする。
- 2 2号許可から4号許可までに掲げる行為の許可の申請者は、当該行為を行おうとする者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合は、その代表者とする。

第4 道路使用許可申請書の受理等

1 事前相談の取扱い

道路使用許可の申請をしようとする者から申請手続、道路使用許可申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第六（以下「申請書」という。）をいう。）の記載要領、添付書類その他許可に

関する相談又は問合せがあった場合には、

- (1) 申請者の適格性(当該道路使用許可行為に係る実質的責任者としての該当性)
- (2) 申請内容の道路使用許可対象行為としての適合性
- (3) 申請書の様式の適合性
- (4) 申請書の記載事項の充足性
- (5) 道路使用の目的、場所、区間、経路等の記載内容の妥当性
- (6) 当該申請に必要な添付書類の充足性

等について適切に助言する。

2 申請書の提出先

(1) 原則

申請書の受理は、原則として当該申請に係る道路使用の場所を管轄する署長等（警察署長（以下「署長」という。）及び交通部高速道路交通警察隊長をいう。以下同じ。）が行う。

(2) 特例

ア 2以上の警察署等の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為（道路管理者から協議があった場合を含む。）に係る場所が、同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署等の管轄にわたる場合は、原則として出発地又は主たる場所を管轄する署長等が受理する。

イ 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為が2以上の公安委員会の管轄にわたる場合は、それぞれの公安委員会の管理に属する署長等が受理する。この場合において、当該許可に係る行為が他県から及ぶ場合は、原則として最初に入県することとなる場所を管轄する署長等が受理する。

ウ 条例と競合する場合

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年茨城県条例第61号。以下「公安条例」という。）の対象となる行為が、同時に道路使用許可の対象とされている場合においては、当該行為についての公安条例に基づく申請書に規則第10条第1項各号に掲げる事項が記載されているときは、規則第10条第4項の規定により、公安条例に基づく許可申請書の提出をもって道路使用許可に係る申請書の提出があったものとみなす。

なお、この場合の取扱いについては、集会、集団行進及び集団示威運動に関する許可取扱要領の改正について（令和3年3月15日付け通達乙備第88号、交規第263号）の定めるところによる。

3 提出書類

(1) 申請書類の提出部数

申請書及び添付書類の提出部数は、正副2通とする。

(2) 申請書の添付書類

申請書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、簡易な道路使用については、その一部を省略することができる。

ア 1号許可

- (ア) 当該申請に係る工事等の場所の位置図
- (イ) 当該申請に係る工事等の場所及びその周辺の見取図
- (ウ) 当該工事等の範囲を明示した見取図及び道路断面図
- (エ) 当該工事等の方法及び形態を具体的に説明する資料
- (オ) 当該工事等を行うため道路の一車線以上を使用する場合にあっては、当該道路及びその周辺道路の状況を記した書面
- (カ) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書若しくは確認書又はその写し
- (キ) 土地又は建物の所有者、占有者、居住者等の承認を必要とするときは、その承諾書

イ 2号許可

- (ア) 当該申請に係る工作物の設置をしようとする場所の位置図
- (イ) 当該申請に係る工作物の設置の状況を示す見取図（平面図、正面図及び側面図）
- (ウ) 設置しようとする工作物の設計書及び図面
- (エ) 当該工作物を設置する工事を行うため道路の一車線以上を使用する場合にあっては、当該道路及びその周辺道路の状況を記した書面
- (オ) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書若しくは確認書又はその写し
- (カ) 土地又は建物の所有者、占有者、居住者等の承認を必要とするときは、

その承諾書

ウ 3号許可

(7) 当該申請に係る露店、屋台店その他これらに類する店（以下「露店等」という。）を出す場所及びその周辺の見取図

(イ) 露店等の形態を記載した図面

(ウ) 土地又は建物の所有者、占有者、居住者等の承認を必要とするときは、その承諾書

エ 4号許可

(7) 当該申請に係る道路使用の計画書

(イ) 当該申請に係る道路使用の対象となる道路及びその周辺の見取図

(ウ) 当該申請に係る道路使用の形態を記載した図面

(エ) 土地又は建物の所有者、占有者、居住者等の承認を必要とするときは、その承諾書

4 申請書の受理

署長等は、申請書及び添付書類を受理したときは、申請書に受付印を押印し、道路使用許可申請受理簿（別記様式第1号。以下「受理簿」という。）に必要事項を記載する。

5 関係者との協議

(1) 2以上の警察署等の管轄にわたる場合

ア 署長等は、道路使用許可申請を受理した場合において、当該許可を要する行為に係る場所が他の署長等（以下「関係署長等」という。）の管轄にわたる場合は、当該関係署長等に協議しなければならない。ただし、当該許可を要する行為が交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときは、この限りでない。

イ 署長等は、他の署長等から自署の管轄に係る道路使用許可行為に関する協議を受けたときは、必要な調査を行い、許可の条件その他の意見を付して当該署長等に回答する。

(2) 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

署長等は、道路使用許可申請を受理した場合において、当該許可を要する行為に係る場所が他の公安委員会の管理に属する警察署等の管轄にわたる場合

は、当該関係署長等に協議しなければならない。

(3) 公安条例と競合する場合の公安委員会からの協議

署長等は、公安委員会から公安条例に基づき許可が必要とされる行為と競合する道路使用許可行為に関する協議を受けたときは、審査基準に従って当該協議に係る行為の審査を行い、許可の適否及び必要な条件を公安委員会に回答する。

(4) 道路占用許可と競合する場合

ア 署長等は、道路使用許可の申請に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、法第79条の規定に基づき、道路占（使）用許可協議書（別記様式第2号。以下「協議書」という。）により、当該道路の管理者に協議しなければならない。ただし、既に当該道路の管理者の判断を了知している場合は、この限りでない。

イ 署長等は、道路管理者から道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、審査基準に従って当該協議に係る行為の審査を行い、道路使用許可の適否及び必要な条件を付し、協議書により当該道路管理者に回答すること。

ウ 道路使用許可は、法第77条第2項の規定に該当する場合には、これを許可することとなるため、道路管理者が道路占用許可を不許可とした場合であっても、直ちに道路使用許可が不許可となるとは限らない。

(5) 法第80条の規定による道路管理者からの協議

法第80条の規定による道路管理者からの協議は、次による。

ア 署長等は、道路管理者から法第80条の規定による協議を受けたときは、審査基準に従って当該工事等の時期、方法及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について検討し、必要な意見を付して道路工事実施協議書（別記様式第3号）により回答する。

イ 緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは、口頭による協議を受理し、回答する。ただし、文書による協議に要する期間内に工事等が終了するものに限る。

第5 道路使用許可の審査

1 道路使用許可の審査基準

署長等は、道路使用許可申請を受理したときは、審査基準に適合するかどうか

を審査する。

2 道路使用許可の期間及び件数に関する基準

道路使用許可の期間及び件数に関する基準（別表第1）のとおりとする。

3 道路使用の現地調査

署長等は、原則として現地調査を行い、許可、不許可の判断又は法第77条第3項の規定により必要な許可条件（以下「条件」という。）を検討すること。ただし、特に信用すべき事由があり、かつ、道路又は交通の状況、使用の方法、形態等により現地調査の必要がないと認められるときは、これを省略することができる。

4 道路使用許可条件の付与

署長等は、道路使用許可の申請があった場合において、条件を付そうとするときは、審査基準を参考にする。ただし、付与する条件の範囲は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要最小限度にとどめる。

5 不許可又は一部不許可

署長等は、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、不許可又は一部不許可の処分を行うことができる。この場合には、後日、審査請求又は処分の取消しの訴えが提起される場合に備えて、処分の適法性を疎明する資料を準備しておかなければならない。

第6 道路使用許可証の交付等

1 道路使用許可証の作成

道路使用許可証（以下「許可証」という。）の作成は、次による。

- (1) 許可証は、申請書の「道路使用許可証」欄への記載及び署長等の公印の押印により作成する。
- (2) 条件を別紙に記載した場合は、許可証と別紙を署長等の公印で割印する。
- (3) 許可年月日は、決裁日とする。

2 許可証の交付

許可証の交付は、次による。

- (1) 許可証は、できる限り申請者本人に交付する。
- (2) 許可証を交付したときは、受理簿に交付年月日等必要事項を記載するととも

に、交付者が「取扱者」欄に署名又は押印をし、処理のてん末を明らかにする。

3 許可証の再交付

法第78条第5項に規定する許可証の再交付申請の受理は、次による。

- (1) 再交付の申請は、道路使用許可証再交付申請書（規則別記様式第八。以下「再交付申請書」という。）及び先に交付している許可証及び申請書1通並びに添付書類の提出を求めて行う。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、当該許可証を提出することを要しない。

なお、再交付申請時に新たな申請書及び添付書類の提出がない場合は、警察署等で保管している当該許可証の副本を警察署等側で複写し、それを交付することも差し支えない。

- (2) 署長等は、審査の上、1、2の手順及び以下の点に注意して許可証を再交付する。

ア 再交付申請書と申請書の申請日は、再交付の申請日とし、再交付する許可証に記載する「証明年月日」欄は、元の許可証の証明年月日を記載する。

イ 許可番号は、当該許可証の番号に「-1」から始まる枝番号を付したものとす。

ウ 再交付する許可証の右上余白に「再交付」の文字及び「再交付年月日」を朱書きする。

エ 再交付申請書は決裁後、警察署等に保管している元の許可証副本と一緒に保管する。

- (3) 再交付時には、受理簿に必要事項を記載し、処理のてん末を明らかにする。

第7 不利益処分に係る教示

不許可若しくは一部不許可の処分をしたとき、又は許可に条件を付したときは、申請者に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載した書面を必ず交付する。

第8 手数料

1 徴収

手数料の徴収は、道路使用許可の期間及び件数に関する基準（別表第1）に従い、1件ごとに、茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号。以下「手数料条例」という。）別表第1に掲げる金額に相当する額面の茨城県収

入証紙を、申請書の副本の下欄外に貼り付けて提出させることにより行う。また、許可証の再交付申請の際の徴収については、再交付申請書の下欄外に貼付けて提出させる。

なお、既に徴収した手数料については、事後に当該申請の撤回があった場合においても返還しない。

2 免除

- (1) 道路使用許可の申請をしようとする者が、国及び地方公共団体であるとき並びに道路使用許可に係る手数料の免除に関する取扱いについて（平成29年3月22日付け通達甲規制第18号）に定める道路使用許可手数料の免除対象者（以下単に「免除対象者」という。）に該当するときは、手数料は免除される。

なお、免除対象者の解釈運用は別表第2のとおりとする。

- (2) 申請書の申請者欄（免除対象者の場合には申請者欄及び道路使用の目的欄）を確認した結果、申請をしようとする者が国若しくは地方公共団体又は免除対象者に該当すると認めるときは、手数料は徴収せず、申請書の副本又は再交付申請書の下欄外に「手数料免除」と朱書する。

第9 許可証の記載事項変更届出の受理

法第78条第4項に規定する許可証の記載事項変更の手続は、次による。

- 1 許可証の記載事項変更の届出は、道路使用許可証記載事項変更届（規則別記様式第七。以下「記載事項変更届」という。）1通及び先に交付している許可証の提出を求めて行う。
- 2 署長等は、許可証の記載事項変更の届出を受理したときは、道路使用許可の同一性について、次の事項を審査する。
 - (1) 道路使用許可の申請者
 - (2) 変更の内容及び理由
 - (3) 変更届出に係る道路使用の範囲及び方法
 - (4) 変更届出に係る日時、道路又は交通の状況
- 3 署長等は、2により審査した結果、道路使用許可の同一性が認められる場合は、当該許可証に変更に係る事項を書き直し（訂正）、右側余白に変更年月日を記載の上、変更箇所には署長公印を押して交付する。また、受理簿に所要の事項を記載した上、受理した記載事項変更届については、決裁後警察署等保管の申請書控え

の末尾に添付し処理経過を明らかにしておく。

なお、許可された行為と実質的に異なるなど同一性が認められない場合は、新たに当該許可の申請を行わなければならないことを教示する。

第10 道路使用許可条件等の変更

署長等が行う法第77条第4項に規定する条件の変更等の手続及び法第80条の規定による道路管理者からの協議における内容の変更手続は、次による。

1 法第77条第4項に規定する条件の変更手続

条件を変更し、又は新たに条件を付する特別の必要が生じたときは、その理由及び条件の内容を明示した道路使用許可の条件変更通知書（別記様式第4号）を申請者に交付するとともに、受理簿の備考欄にその経過を記載する。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、道路使用許可の条件変更連絡書（別記様式第5号）を道路管理者に送付する。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議内容の変更手続

署長等は、協議成立後において協議内容を変更する必要が生じたときは、道路管理者に対し速やかに道路工事等協議事項変更通知書（別記様式第6号）により通知するとともに、変更に係る事項について再協議する。

第11 道路使用許可の取消し等

署長等が行う法第77条第5項に規定する道路使用許可の取消し又はその効力の停止の手続及び法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する意見の撤回の手続は、次による。

1 法第77条第5項に規定する道路使用許可の取消し又はその効力の停止の手続

- (1) 条件に違反した場合又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合において、当該許可を取り消し、又は当該許可の効力を停止しようとするときは、条件に違反した者に対して弁明通知書（別記様式第7号）を交付し、当該処分に係る者又はその代理人から当該条件違反について、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

このため、写真、見取図等により条件違反の状態を明らかにした報告書を作成して、当該処分を必要とする理由を明らかにしておく。

(2) 道路使用許可の取消し又はその効力の停止は、当該処分に係る者に対し道路使用許可取消し（停止）処分通知書・許可証返納命令書（別記様式第8号）を交付するとともに、既に交付した許可証を返納させる。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路使用許可の取消し（効力停止）連絡書（別記様式第9号）を速やかに道路管理者に送付する。

(3) 道路使用許可の効力の停止の期間は、条件違反を是正して交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と将来条件違反を犯さないために必要な準備日数を加えたもの又は効力を停止しなければならない特別の理由が解消するまでに要する期間とする。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する意見の撤回の手續

道路管理者が行う道路の維持、修繕その他の管理のための工事等のうち既に協議済みのものについて、道路管理者が協議内容に違反した場合において、協議に対する意見の撤回をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を行う必要があることから、同法第3章第3節及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第3章に定める手続きを行うこととなる。

このため、写真、見取図等により条件違反の状態を明らかにした報告書を作成して、当該処分を必要とする理由を明らかにしておく。

なお、協議に対する意見の撤回をするときは、道路工事等協議済みの意思表示の撤回通知書（別記様式第10号）を交付する。

第12 道路使用許可事項及び条件の遵守状況の調査及び確認

1 調査及び確認事項

署長等は、道路使用の許可事項及び条件の遵守状況について、次の事項を調査し、及び確認する。

- (1) 当該許可に係る道路使用の場所又は区間の遵守状況
- (2) 当該許可に係る道路使用の期間及び時間の遵守状況
- (3) 当該許可に係る道路使用の方法及び形態
- (4) 現場責任者体制
- (5) 歩行者及び車両を安全かつ円滑に誘導するための措置

- (6) 路面の覆工、埋め戻し及び清掃の状況
- (7) その他当該許可に付した条件の遵守状況

2 調査及び確認を省略できるもの

- (1) 道路使用許可に係る場所が小規模で、交通に与える影響が少ないと認められるもの
- (2) 道路使用許可に係る期間が短期間で、交通に与える影響が少ないと認められるもの
- (3) その他署長等が交通に与える影響が少ないため、調査及び確認の必要がないと認めたもの

3 署長等の措置

署長等は、調査及び確認を行った結果、条件違反、法令違反等を認めた場合は、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するために必要な措置を講ずる。

第13 原状回復状況の調査及び確認

1 調査及び確認事項

署長等は、法第77条第7項の規定により道路使用許可を受けた者が講じなければならないとされている道路の原状回復措置について、次の事項を調査し、及び確認する。

- (1) 路面の回復状況
- (2) 道路標識、道路標示及び信号機の回復状況
- (3) 資機材の撤去状況
- (4) その他道路における交通の危険の回復状況

2 調査及び確認を省略できるもの

署長等は、次に掲げる以外のもので、特に交通に与える影響が少ないと認めたものについては、1の調査及び確認を省略できる。

- (1) 道路の掘削又は路面の補修を伴う大規模な工事
- (2) 道路標識、信号機等の移設又は道路標示の塗り替えを伴う工事
- (3) 工作物の設置許可の期間が満了し、引き続き許可を受けるものでないもの
- (4) 法第77条第5項の規定により当該許可が取り消されたもの

3 署長等の措置

署長等は、調査及び確認を行った結果、原状回復措置がとられていない場合又は当該措置が不十分で交通の安全と円滑に支障があると認める場合は、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため、必要な措置を講ずる。

第14 道路使用許可に関する資料の整理、保管及び情報提供

1 協議台帳

署長等は、法第79条、第80条の規定により道路管理者と協議を行ったときは、協議台帳（別記様式第11号）に必要事項を記載し、常にその状況を明らかにするため、次に掲げる資料を整理し、及び保管する。

- (1) 道路使用箇所を記載した図面
- (2) 道路使用許可に係る行為により道路の一車線以上が通行できなくなる箇所及び交通規制を実施する箇所を示す道路の障害図
- (3) 交通量の調査結果に関する資料
- (4) その他交通の安全と円滑に関する資料

2 情報の提供

署長等は、道路使用許可の申請者に対し1に掲げる資料その他申請に必要な情報の提供を行うことができる。

第15 事務の委託

1 茨城県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）への委託

署長は、法第108条の31第2項第7号の規定により、センターに対し1号許可及び2号許可に関する次に掲げる事項について、委託することができる。

- (1) 道路使用の許可内容及び条件の遵守状況の調査及び確認
- (2) 原状回復状況の調査及び確認

2 署長の措置

署長は、1によりセンターに事務を委託した場合において、センターの調査結果に基づき必要と認められる場合は、道路使用許可の申請者又は当該許可を受けた者から事情を聴取し、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するために必要な措置を講ずる。

第16 大規模な工事等の事前調整

署長等は、道路における交通の安全と円滑及び道路使用の適正化を図るため、大規模な道路工事又は作業その他著しく交通の妨害となるおそれのある道路使用につ

いて事前調整するものとする。この場合において、事前調整は、道路における工事等を定期的又は頻繁に行う公益事業者、道路管理者、建設業者、鉄道、地下鉄等の建設業者等及びパレード、マラソン等の大規模に道路を使用する者を招致して行う。

第17 分庁舎及び交番の特例

1 事務の範囲

分庁舎及び署長があらかじめ指定する交番において、申請の受理及び許可証の交付を行わせることができる。

なお、適正な業務管理を行うため、審査及び許可証の作成等は交通課（水戸警察署にあっては交通第一課及び大子警察署にあっては地域交通課。以下同じ。）において行わせる。

2 受理簿

分庁舎及び交番には、受理簿を備え付け、申請の受理及び交付を管理すること。

なお、受理番号は警察署の一連番号と一致した番号とし、交通課備え付けの受理簿と食い違いが生じないようにする。

3 書類の進達

分庁舎及び交番で受理した申請に係る書類は、速やかに交通課に進達させる。

なお、道路使用許可の標準処理期間は7日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項各号に掲げる休日を除く。）であることから、必要により、ファックスのほか電子通信技術も活用させるなどし、標準処理期間内の交付に努める。

4 交付に係る教示

申請の事前相談に当たっては、申請者に対し

(1) 分庁舎又は交番における受理及び交付は、警察署交通課窓口における受理及び交付に比べ日数を要する場合があること。

(2) 早期の交付を希望する場合は、警察署交通課窓口に申請すること。

を教示する。

第18 報告

署長等は、次に掲げる事項について、交通部交通規制課長を経由して本部長に報告する。

なお、3に該当するときは翌月の5日までに道路使用許可取扱状況報告書（別記

様式第12号)により、4に該当するときはその都度速やかに道路使用許可現場における交通事故発生報告書(別記様式第13号)により報告する。

- 1 社会的影響が大きい又は全国的波及性のある道路使用許可の申請を受理したとき。
- 2 道路使用に係る不許可処分、一部不許可処分、許可の取消し若しくはその効力の停止又は法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する意見の撤回をしようとするとき。
- 3 毎月ごとの道路使用許可事務の処理状況を報告するとき。
- 4 許可又は協議に係る場所において、当該行為に起因する交通死亡事故又は社会的反響の大きい事故が発生したとき。

第19 業務管理

1 業務全体の把握

交通課長(交通第一課長及び地域交通課長を含む。)、高速道路交通警察隊副隊長及び交通許可事務を担当する係長には、受理簿等により、道路使用許可に係る事務手続を具体的に把握させるとともに、随時、交通許可事務担当者から業務に関する報告を求めさせるなどし、業務管理の徹底を図る。

2 文書保管期間

本業務に係る文書等保管期間については、警察署等控えの申請書副本、記載事項変更届、再交付申請書は年度管理で5年とし、その他の書類は年度管理で1年とする。

第20 雑則

道路使用許可に係る審査基準は、警察庁交通局及び茨城県警察が別に定める。

別表第1

道路使用許可の期間及び件数に関する基準

種別	使用の分類	件数の基準	期間の基準
1 号 許 可	道路工事、管路埋設工事、軌道工事 地下鉄等工事、跨道橋工事	1 施工箇所を1 件とする。ただし、同一の申請者が、同一の警察署管内で同一の路線又はそれに近接した道路において、同時に、又は順次2 以上の箇所で工事をするとき、工期が1 か月以内のものをまとめて1 件とすることができる。	3 か月以内とする。
	架空線作業、マンホール作業、測量等作業	1 作業箇所を1 件とする。ただし、同一の申請者が、同一の警察署管内で同一の路線又はそれに近接した道路において、同時に、又は順次2 以上の箇所で作業をするときは、作業期間が1 か月以内のものをまとめて1 件とすることができる。	1 か月以内とする。
	ゴンドラ作業	1 作業箇所を1 件とする。ただし、同一の申請者が、同一の高層建築物において、同時に、又は順次2 以上の箇所で作業をするときは、これをまとめて1 件とすることができる。	7 日以内とする。
	搬出入等作業、生コン打設作業	1 作業箇所を1 件とする。	7 日以内とする。
	クレーン車の懸吊作業	1 作業箇所を1 件とする。	1 か月以内とする。
	移動入浴作業、バルクローリー充填作業	1 作業箇所を1 件とする。ただし、同一の申請者が、同一の警察署管内で作業をするときは、作業期間が6 か月以内のものをまとめて1 件とす	6 か月以内とする。

		ることができる。	
	石碑、銅像、日よけ、上空通路、上空工作物、取付看板、標旗、標灯、建築作業用工作物情報提供装置、路線バス停留所のベンチ、上屋等	1か所を1件とする。	道路管理者の占用許可期間と同一とする。 なお、私道については、3年以内とする。
2号許可	公衆電話ボックス、郵便ポスト、電柱、街路灯、道路照明灯、消火栓、吸水栓、消火栓等標識、路線バス停留所のベンチ、上屋等、電柱の添架広告物	1か所を1件とする。ただし、同一の申請者が、同一の警察署管内で同一の道路又はそれに近接した道路において、同時に、又は順次2以上の箇所に設置するときは、1か月以内に設置できるものをまとめて1件とすることができる。	道路管理者の占用許可期間と同一とする。 なお、私道については、電柱は10年以内、その他のものは3年以内とする。
	広告塔、飾塔、舞台、やぐら	1か所を1件とする。	申請の期間以内とする。
	アーチ、アーケード	1か所を1件とする。ただし、アーケードを除き、同一の警察署管内において、同時に、又は順次2以上の箇所に設置するときは、1か月以内に設置できるものをまとめて1件とすることができる。	道路管理者の占用許可期間と同一とする。 なお、私道については、3年以内とする。
	飾り付け、掲示板、広告板	1か所を1件とする。ただし、同一の申請者が、同一の警察署管内において、同時に、又は順次2以上の箇所に設置するときは、これをまと	申請の期間以内とする。

		めて1件とすることができる。	
	横断幕、立看板	1か所を1件とする。ただし、同一の申請者が、同一の警察署管内において、同時に、又は順次2以上の箇所に設置するときは、これをまとめて1件とすることができる。	1か月以内とする。
3 号 許 可	露店、屋台店、靴修理、大道占い	出店場所1か所を1件とする。	1か月以内とする。 なお、年間を通じ毎月1回以上、出店日及び出店場所が特定されている定期、定型的な露店については、1年とする。
	祭礼行事、記念行事、式典、パレード等	一つの催しを1件とする。ただし、同一の申請者が、1祭礼に2以上のものを出すときは、これをまとめて1件とすることができる。	7日以内とする。 なお、順延に関しては、許可期間に順延日を明記すれば15日を超えない範囲で認めることができる。
4 号 許 可	ロケーション、撮影会、演説、演芸、演奏、映写、放送、放映投射、消防訓練避難訓練、寄付募集、署名募集、印刷物等の頒布、交付、チンドン屋、サンドイッチマン	1か所で行うものを1件とする。ただし、同一の申請者が、同一の警察署管内において、同時に、又は順次2以上の箇所で行うときは、これをまとめて1件とすることができる。	7日以内とする。 なお、順延に関しては、許可期間に順延日を明記すれば15日を超えない範囲で認めることができる。
	マラソン、駅伝、サイクルロードレ	1競技を1件とする。	7日以内とする。 なお、順延に関し

ース、ラリー		ては、許可期間に順延日を明記すれば15日を超えない範囲で認めることができる。
集団行進、集団示威運動	一つの催しを1件とする。	7日以内とする。
車両による放送、映写、広告、宣伝	1台を1件とする。ただし、同一の申請者が、同一のコースを同時に2台以上の車両で同目的で実施するときは、これをまとめて1件とすることができる。	15日以内とする。
ロボットの実証実験、自動運転の公道実証実験	1か所で行うものを1件とする。ただし、同一の申請者が、同一の警察署管内において2か所以上で行うときは、これをまとめて1件とすることができる。	7日以内とする。 なお、日時、場所、方法等が特定され継続的に行われ、かつ、交通管理上支障が少ない場合は6か月以内とする。

備考

- 1 同一の申請者が同一の目的で行う行為で同時に2以上の異なる態様の道路使用に該当するときは、主たる態様の道路使用行為1件として受理することとする。
- 2 同一の申請者が同一の目的で2以上の異なる道路使用行為を行うこととなる場合であって、他の道路使用行為が1つの主たる道路使用行為に包含されると認められるときは、当該主たる道路使用行為1件として受理することとする。

別表第2

道路使用許可手数料の免除対象者の解釈

免除対象者	免除の条件等
<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、教育を目的とする行為を行うために道路を使用するとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育法第1条に規定する学校とは、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」をいう。 ○ 公立は国及び地方公共団体として取り扱うものとし、本規定では私立を免除対象とする。 ○ 学校教育法第124条第1項に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校は、免除の対象としない。 ○ 申請目的が、学校の行事等の教育を目的とする行為を行うために道路を使用するときに関し、児童・生徒募集活動や宣伝活動等は免除の対象としない。
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は同法第59条の2第1項に規定する施設が、保育を目的とする行為を行うために道路を使用するとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設とは、いわゆる認可外保育施設で、都道府県知事に届出をした施設をいう。 ○ 公立は国及び地方公共団体として取り扱うものとし、本規定では私立を免除対象とする。 ○ 申請目的が、施設の行事等の保育を目的とする行為を行うために道路を使用するときに関し、園児募集活動や宣伝活動等は免除の対象としない。
<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園が、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を目的とする行為を行うために道路を使用するとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立は国及び地方公共団体として取り扱うものとし、本規定では私立を免除対象とする。 ○ 申請目的が、施設の行事等の教育及び保育を目的とする行為を行うために道路を使用するときに関し、園児募集活動や宣伝活動等は、免除の対象としない。

<p>交通安全、防犯、暴力団排除、被害者支援、防災等についての広報又は啓発活動を行うために道路を使用するとき。</p>	<p>○ 申請者は問わないが、申請目的が交通安全、防犯、暴力団排除、防災、被害者支援等の公益に資する事項についての「広報又は啓発活動を行うため」であることが必要である。</p> <p>○ 交通安全等の例示されたものと同様の公益に資する事項についての広報又は啓発活動であれば、免除の対象になる。</p>
<p>消防、水防、避難、救護その他の訓練を行うために道路を使用するとき。</p>	<p>○ 申請者は問わないが、申請目的が、「消防、水防、避難、救護その他の訓練を行うため」であることが必要である。</p> <p>○ 訓練とは、次のようなものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防訓練とは自治会や消防団等の消防、水防訓練等 ・ 避難、救護訓練とは自治会や消防団等の地域防災訓練、病院やデパート等の避難訓練等 ・ その他の訓練とは金融機関、コンビニ、高速道路料金所等における防犯訓練等
<p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、同法第109条又は第110条に規定する社会福祉協議会及び日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に規定する日本赤十字社並びにこれらに協力する法人又は団体が、社会福祉の増進を目的とする行為を行うために道路を使用するとき。</p>	<p>○ 社会福祉の増進を目的とする行為とは、次のような活動が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤い羽根共同募金等公共性の高い募金活動 ・ 献血、検診及びこれらの普及宣伝活動 ・ 清掃活動、消毒活動、美化活動及び公害の防止活動 ・ 大規模災害等に対する救援募金活動

<p>特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第 2条第2項に規定する特定 非営利活動法人が、公益の 増進に寄与する社会貢献活 動を行うために道路を使用 するとき。</p>	<p>○ 申請目的が、ボランティア活動をはじめとする市民が 行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全 な発展を促進し、もって公益の増進に寄与する社会貢献 活動であることが必要である。</p> <p>○ 公益の増進に寄与する社会貢献活動とは、営利を目的 とせず、上記の社会福祉の増進を目的とする行為と同等 の公益に資する活動と認められるものとする。</p>
<p>自治会、町内会その他の 地域的な共同活動を行う団 体が、奉仕活動としての道 路、交通安全施設等の清掃 その他の非営利活動を行う ために道路を使用すると き。</p>	<p>○ 申請目的が、奉仕活動その他の非営利活動であること が必要である。</p> <p>○ 「奉仕活動」とは、社会福祉のために個人的利益を考 えないで行うもの(営利を目的としないこと。)をいう。</p> <p>○ 「〇〇町内一斉清掃活動」等が該当する。</p> <p>○ 道路とは、一般の交通の用に供する道をいい、トンネ ル、橋、道路用エレベーターなど道路と一体となってそ の効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当 該道路に附属して設けられているものを含む。</p> <p>なお、道路の附属物とは、道路法第2条第2項に規定 するものをいう。</p> <p>○ その他の非営利活動とは、清掃のほか、営利を目的と せず、公益に資する活動と認められるものとする。</p>

道路使用許可申請受理簿

交通安全活動推進センター
委託警察署記載欄

受理(許可)番号	受理月日	許可期間	申請者名	申請内容の概要				申請・届出の別	手数料		許可証等		取扱者印	依頼番号	調査時期		確認(回答)月日		備考
				1号	2号	3号	4号		徴収	免除	交付月日	印			条件	原状	結果	条件	
	月 日	月 日 ~ 月 日						申請	徴収	免除	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	良 . 不良
	月 日	月 日 ~ 月 日						記載事項変更 再交付	徴収	免除	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	良 . 不良
	月 日	月 日 ~ 月 日						申請	徴収	免除	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	良 . 不良
	月 日	月 日 ~ 月 日						記載事項変更 再交付	徴収	免除	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	良 . 不良
	月 日	月 日 ~ 月 日						申請	徴収	免除	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	良 . 不良
	月 日	月 日 ~ 月 日						記載事項変更 再交付	徴収	免除	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	良 . 不良
	月 日	月 日 ~ 月 日						申請	徴収	免除	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	良 . 不良
	月 日	月 日 ~ 月 日						記載事項変更 再交付	徴収	免除	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	良 . 不良
	月 日	月 日 ~ 月 日						申請	徴収	免除	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	良 . 不良
	月 日	月 日 ~ 月 日						記載事項変更 再交付	徴収	免除	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	良 . 不良

注:申請内容の概要欄には、取扱要領第2道路使用許可の対象を参考として、該当する各号に○印を付し対象行為を簡記する。備考欄には、条件変更経緯又は調査結果の不良概要を簡記する。

別記様式第2号 道路交通法第79条

警察署長 所長 殿		発第 号 年 月 日	
道路占（使）用許可協議書		警察署長 所長	
1 許可申請者住所 職業、氏名、年齢			
2 占（使）用しようとする場所		道路の種類 及び路線名	
3 占（使）用の期間			
4 占（使）用の事由			
5 許可、適否 の意見			
6 添付書類	道路占用許可申請書及び図面等副本別紙のとおり		
7 回答期日	年 月 日まで		

警察署長
所長 殿

発第 号

年 月 日
警察署長
所長

回 答 意 見	
---------	--

別記様式第3号 道路交通法第80条

警察署長 殿		発第 号 年 月 日
道 路 工 事 実 施 協 議 書		所長
1 工事又は作業の場所	工事番号 線路名 場 所	
2 工事又は作業の時期	工事着手年月日 竣工予定年月日	
3 工事(作業)の概要		
4 工事(作業)現場監督者職氏名		
5 請負人住所氏名及び現場監督者氏名		
6 道路交通に対する措置	工事標識施設設置位置、通行止を行う工事の措置、交通制限を行う工事の措置、その他交通の障害となる工事の措置	
7 添 付 図 面	別紙のとおり	
8 回 答 期 日	年 月 日まで	

所長 殿

発第 号
年 月 日
警察署長

回 答 意 見	
---------	--

注1 通行の禁止及び制限を伴う工事については6の措置欄にバリケード、赤ランプ等の防護施設及び標柱標板の設置状況、交通保安員の有無を記入するとともに別に迂回路を示す図面を添付し、通行止の標識の設置箇所を記載すること。

2 その他交通の障害となる工事についての措置の記入は、前項に準じて行うこと。

別記様式第4号

第	号	住所 氏名
道路使用許可の条件変更通知書		
年 月 日付け第 号により許可した道路使用については、		
1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため		
2 道路における危険を防止するため		
3 交通の安全と円滑を図るため		
特別の必要が生じたので、道路交通法第77条第4項の規定により当該許可の条件を次のとおり変更したから通知します。		
1	_____	
2	_____	
3	_____	
年 月 日		
警察署長		

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

発第 号

年 月 日

殿

警察署長

道路使用許可の条件変更連絡書

年 月 日付け、第 号により協議を受け、年

月 日 発第 号により許可した申請者 に対す

る道路使用については、

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたので、道路交通法第77条第4項の規定により当該許可の条件を次の

とおり変更したから連絡します。

1 _____

2 _____

3 _____

発第 号

年 月 日

殿

警察署長

道路工事等協議事項変更通知書

年 月 日付け、第 号により協議（ 年 月
日 発第 号により回答）のあった道路工事（作業）については、

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたので、当該工事（作業）の施行方法を次のとおり変更されたく通知
します。

1 _____

2 _____

3 _____

弁 明 通 知 書

発第 号
年 月 日

殿

警察署長

あなたに対する道路交通法第77条第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

許 可 証 の 番 号	年 月 日 付 第 号
弁 明 を な す べ き 日 時	年 月 日 時 分
弁 明 を な す べ き 場 所	警察署
予 定 さ れ る 処 分 の 内 容	許可の取消し 許可の効力の停止
処 分 を し よ う と す る 理 由	
備 考	

道路使用許可 取消し 処分通知書・許可証返納命令書 停止	
年 月 日	
殿	
警察署長 印	
下記の理由により、あなたの道路使用許可を取り消（ 年 月 日から 年 月 日まで効力を停止）したので通知します。 なお、許可証は、速やかに返納してください。	
記	
道路使用許可 の種別	
許可証の番号	
理由	行政処分の根拠法条 道路交通法第77条第5項

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第9号

発第 号
年 月 日

殿

警察署長

道路使用許可の取消し
効力停止 連絡書

申請者 に係る道路使用許可を次のとおり、道路交通法第
77条第4号の規定により、取り消 したので連絡します。
効力を停止

許可年月日・番号	
取消し、停止の期間	
取消し、停止の理由	
参 考 事 項	

別記様式第10号

		発第	号
		年	月 日
殿			
警察署長			
道路工事等協議済みの意思表示の撤回通知書			
年	月	日付け	発第 号により協議（ 年 月
日付け	発第	号により回答）のあった道路工事（作業）については、	
次のとおり撤回したので通知します。			

（不服申立てに係る教示）

この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

協 議 台 帳

番 号	受 年	理 日	工 種		事 等 別	場 路	協 所 線	及 び 名	道 路 管 理 者 名	期 間	回 答	番 号	書 類 交 付 日	取 扱 者 印	備 考
			79 条	80 条											
			79 条	80 条							交 発 第	号	/		
			79 条	80 条							交 発 第	号	/		
			79 条	80 条							交 発 第	号	/		
			79 条	80 条							交 発 第	号	/		
			79 条	80 条							交 発 第	号	/		
			79 条	80 条							交 発 第	号	/		
			79 条	80 条							交 発 第	号	/		
			79 条	80 条							交 発 第	号	/		
			79 条	80 条							交 発 第	号	/		
			79 条	80 条							交 発 第	号	/		

注 1 道路交通法第79条、同第80条の規定により、道路管理者と協議を行ったとき、作成すること。

2 工事等種別欄には、該当条文に○印を付し道路使用許可事務取扱要領第2を参考とし、「道路工事」、「管路埋設工事」、「マンホール作業」等を記入すること。

茨城県警察本部長 殿

茨城県

警察署長

道路使用許可取扱状況報告書

(元号) ●年○ 月中におけるみだしのことについては、下記のとおり報告します。

記

1 道路交通法第77条第1項（道路使用許可）関係

区分	許可取扱件数 (件) (うち オンライン申請)	手数料免除件数 (件) (うち オンライン申請)	手数料合計額 (円)
1 号	()	()	0
2 号	()	()	0
3 号	()	()	0
4 号	()	()	0
合 計 (1～4号)	0 (0)	0 (0)	0
記載事項変更	()		
再 交 付	()	()	0

注：許可取扱件数には、手数料免除件数を含む。

2 道路交通法第79条（道路占用許可）の協議関係

協 議 関 係	0 件
---------	-----

3 道路交通法第80条（道路管理者の特例）の協議関係

協 議 関 係	0 件
---------	-----

別記様式第13号

受 発	年 月	発信者	署長	取	
年月日時	前・後 時	受信者	本 部 長	扱	

道路使用許可現場における交通事故発生報告書

事故の種別					
発生日時	年 月	日午前・後	時 分	天 候	
発 生 場 所	国・県・市・町・村 道 線				
道 路 状 態	路面状態	舗装（乾燥・湿潤・凍結・積雪）・非舗装（覆工板有り・覆工板無し）			
	道路形状	交差点・交差点付近・単路・踏切	道路線形	直線・右カーブ・左カーブ	
	勾配	上り・下り・平坦	交通誘導員	有・無	保安施設 有・無 幅員 m
	規制	最高速度（有 km/h・無）、信号機（有・無）、その他（ ）			
許 可 の 内 容	許可年月日				
	許可番号				
	使用の目的				
	使用の期間				
	使用の方法				
	許可条件	別添条件書（写）のとおり			
	許 可 申 請 者	住所	氏名 電話		
現 場 責 任 者	住所	氏名 電話			
	氏名	電話			
第 一 原 因 者	住所				
	職業	勤務先			
	氏名	年 月 日生（ 歳）			
	車種	車両番号			
	免許	運転経験 年 月			
第 二 原 因 者	住所				
	職業	勤務先			
	氏名	年 月 日生（ 歳）			
	車種	車両番号			
	免許	運転経験 年 月			
死 傷 の 状 況	住所	氏名	年齢	傷害部位	程度
条 件 違 反 等 の 有 無	有	無許可道路使用、保安要員又は保安施設の不備 原状回復措置不徹底、その他（ ） (違反状況)			
	無				

